

新しい司法書士像を求めて

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9693
FAX 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL <http://www.niwaoffice.com/>

ザ・フォーラム

《季刊》2009.7 No.79

登記・法律問題など、
お困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。



法律家としての気づきを活かす

司法書士 丹羽正夫

社会の複雑化により、取引の態様も多様化・複雑化しており、消費者も売り手の良心に委ねて消費生活を送ると、大きなリスクを抱えることになりかねない。

この点、消費者基本法では、消費者政策の推進は、「消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない」(二条)と定められており、消費者の自立支援の一方策として、国は消費者教育の充実等必要な施策を講ずるものとし、地方自治体にも国の施策に準じて施策を講ずるよう努力義務を課している。

消費者教育等の施策が進められ、自立を果たした消費者が積極的に市場参画することにより、健全な消費者市場の拡充と悪質事業者の撤退が期待されている。

ただ、教育には時間がかかり、即効性はない。現実社会では、悪質商法と呼ばれる、高齢者をターゲットとする訪問販売や若者をターゲットとするマルチ商法なども依然として後を絶たず、消費者教育が行き渡るのを待っているのは被害の拡大を止められない。

その意味で、消費者基本法の中でも定めら

れているところではあるが、国の施策に委ねるだけではなく、専門家団体や消費者団体が積極的に消費者の自立支援に取り組む必要があるといえよう。

日本司法書士会連合会も法教育の一環として消費者教育に取り組んでおり、消費者被害救済についても積極的に活動しているところである。

ただし、団体での活動は、機動性の面において限界がある。そこで、個々の専門家、たとえば、日頃地域住民と接している私たち司法書士が、被害者の事後的な救済はもちろんのこと、悪質商法などがはびこらないよう、常に周囲の動きに目を向け、被害を防ぐ助言ができるような環境をつくる必要がある。

このことは、司法書士として日常活動している地域において、消費者の動向などで何か変化は起きていないのかという、「気づき」を大切にする姿勢が求められるということである。

消費者が消費生活を送るうえで専門家が見守っていることは、自立支援にもつながるであろう。これは街の法律家としての責務であるともいえよう。